

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 27 年 8 月 6 日（木）

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部賃金室
	賃金室長 寫 寿樹
	賃金室長補佐 巽 真児
	電 話 073 (488) 1152
	F A X 073 (475) 0113

平成 27 年度和歌山県最低賃金の改正答申について

－ 16 円引上げて時間額 731 円 －

和歌山地方最低賃金審議会（会長 中迫 廣）は、本年 7 月 8 日、和歌山労働局長（中原正裕）から「和歌山県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、和歌山県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本日結論を取りまとめ、和歌山労働局長に対し「時間額 731 円」とする旨の答申を行った。

この「時間額 731 円」は、現行の和歌山県最低賃金「時間額 715 円」を「16 円」引上げるものである。

和歌山地方最低賃金審議会においては、去る 7 月 30 日に中央最低賃金審議会から示された目安（和歌山県の場合 16 円引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、和歌山県最低賃金が改正されることとなる。

時間額 731 円が発効した場合、3 年連続で 10 円以上の引上げとなり、最低賃金が時間額のみで定められた平成 14 年度以降では最大の引上げ額となる。

【参考：和歌山県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
最低賃金額	685 円	690 円	701 円	715 円	(731 円)
対前年度上昇率	0.15%	0.73%	1.59%	2.00%	(2.24%)
対前年度上昇額	1 円	5 円	11 円	14 円	(16 円)